社会福祉法人ノマド福祉会

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホームらいらっく　運営規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人ノマド福祉会が設置する特別養護老人ホームらいらっく（以下「事業所」という。）が行う指定介護老人福祉施設事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護福祉施設サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所の職員（以下「従業者」という。）は、明るく家庭的な雰囲気づくりと地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービス計画を作成し、それに基づき可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、栄養管理及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態になった入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）名　称　　特別養護老人ホーム　らいらっく

（２）所在地　　札幌市南区藤野４条４丁目２０番３０号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握及びその他管理を一元的に行う。

（２）医　師　　１名（嘱託）

医師は、入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。

（３）生活相談員　　１名以上

生活相談員は、入所者及び家族の相談に応じ、適宜生活支援を行う。

（４）介護職員　　３４名以上（常勤換算）

介護職員は、入所者の心身機能、ニーズに応じた介護、レクリエーション等に当たる。

（５）看護職員　　３名以上

看護職員は、入所者の健康管理、緊急時の対応等を行うとともに看護に当たる。

（６）機能訓練指導員　　１名以上

機能訓練指導員は、入所者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（７）栄養士　　１名以上

管理栄養士は、入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立の作成、食事の提供、栄養管理等を行う。

（８）介護支援専門員　　１名以上

介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の作成及び他の専門機関との連絡調整を行う。

（入所定員）

第５条　入所定員は８０名とする。

２　入所者の生活の場となるユニットは１０ユニットとし、それぞれ以下のとおりとする。

定員１０名　２ユニット
定員　９名　４ユニット
定員　８名　１ユニット
定員　７名　２ユニット
定員　２名　１ユニット

（サービスの内容）

第６条　指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次の通りとする。

（１）日常生活上の介護、

イ　食　事
ロ　排　泄
ハ　入　浴（一般入浴、特殊入浴）

（２）機能訓練・レクリェーション

（３）健康管理・栄養管理

（４）相　談

事業所内に相談室を整備し、入所者からの相談に適切に対応する。

（利用料その他の費用の額）

第７条　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が別に定める介護報酬の告示
の額とする。ただし、次に掲げる項目については、入所者の選択に基づいて別に利用料の支払いを受ける。なお、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、入所者のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（１）居住費（室料、光熱費を含む）

利用者負担段階	第４段階の場合	１日につき	２，３９０円
	第３段階②の場合	１日につき	１，４７０円
	第３段階①の場合	１日につき	１，３７０円
	第２段階の場合	１日につき	８８０円
	第１段階の場合	１日につき	８８０円

（２）食費（食材料費、調理にかかる経費を含む）

利用者負担段階	第４段階の場合	１日につき	２，０００円
	第３段階②の場合	１日につき	１，４２０円
	第３段階①の場合	１日につき	６８０円
	第２段階の場合	１日につき	３９０円
	第１段階の場合	１日につき	３００円

※ ただし、（１）・（２）については、所得の段階により「特定入所者介護サービス費」として、補足給付の対象となる。

（３）財産管理費　１月につき　１，０００円

（４）外泊及び入院中の居住費　１日につき　２，３５０円

（５）その他、指定介護老人福祉施設において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その入所者に負担させることが適当であると認められるもの。　実　費

２　事業者は、前項の費用の支払いを含むサービスを提供する場合には、事前に入所者又はその家族に対し必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で同意を得るとともに、その支払いに同意する旨の文書に署名又は記名、押印を受けることとする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第８条　事業者は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス提供を停止又は中止することができるものとする。

（１）入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、利用契約時に故意に告知せず、又は不実の告知を行った場合

（２）第７条に定める利用料の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払いがなされない場合

（３）故意又は重大な過失により従業者、他の入所者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合

（４）連続して８日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合又は入院した場合

（ただし、事業者は当該入所者が入院後、概ね３ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後円滑にサービスを利用することができるように努めなければならない。）

（５）介護老人保健施設に入所、又は介護療養型医療施設に入院した場合

（６）事業者の制止又は従業者のたびたびの注意等にかかわらず、次項に定める禁止行為を繰り返し行った場合

２　入所者は施設内において、次の各号に定める禁止行為を行ってはならない。

（１）決められた場所以外での喫煙すること

（２）従業者及び他の入所者等に対して、迷惑の及ぶ宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと

（３）従業者及び他の入所者等に対する著しい暴力行為、又は施設及び備品に対する著しい破壊行為をすること

（４）その他施設の秩序又は風紀を著しく乱す行為をすること

（緊急時及び事故発生時における対応方法）

第９条　従業者はサービスの実施中に入所者の病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに家族、関係機関等に対し連絡するとともに、管理者に報告するものとする。

２　事業者は事故が発生した場合に、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第１０条　事業者は、非常災害（火災、風水害、地震等をいう。）に対する具体的な対策計画を作成し、防災管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年２回定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

２　感染症や非常災害の発生時において、入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画の策定を行う。

３　業務継続計画は、従業員に周知し、年２回以上、研修及び訓練を行う。

（損害賠償）

第１１条　事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償する。守秘義務に違反した場合も同様とする。ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減ずる場合がある。

（守秘義務）

第１２条　事業者及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を厳守する。

２　事業所者及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を使用すること

について、入所者及びその家族に対して事前に説明し同意を得るものとする。

３　事業者は、第１項を担保するため、従業者が従業者でなくなった後においても当該秘密の保持を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

（業務体制の整備）

第１３条　事業者は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、あわせて業務体制を整備するものとする。

（苦情処理）

第１４条　事業者は入所者等から苦情の申し出が、行いやすい環境を整えるため、事業所に苦情受付担当者、苦情解決責任者及び複数の苦情処理第三者委員を

設置するものとする。

２　事業所の管理者は、前項について入所者等への周知を図るため、必要な事項を事業所内の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

（身体拘束）

第１５条　事業者は身体拘束を基本的に行わないこととする。

２　事業者は、当該入所者または他の入所者の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合に限り身体拘束を行う。やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会にて協議の上、決定することとする。

３　事業者は身体拘束廃止委員会で協議した内容や拘束時期等を、入所者またはその家族等に対し説明し、同意を得るものとする。

（衛生管理）

第１６条　事業所は入所者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

２　事業所は当該事業所において感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条　事業所は、入所者の人権擁護・虐待の防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する責任者は管理者とする。

（２）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（３）虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的に開催し、従業者に周知を図る。

（４）事業所は、虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、委員会を招集し実態調査をして虐待の解決に努めるとともに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント対策について）

第１８条　事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業者が働きやすい環境づくりを目指します。

入所者またはその家族が事業所の従業者に対して次のようなハラスメント行為を行ったことが確認された場合は、改善を求め、それでも解消されない場合は契約書の規定に基づき、契約を解除する場合があることとする。

１　身体的暴力

叩く、蹴る、手をはらいのける、物をなげつける　等

２　精神的暴力

罵倒や威嚇、脅迫、無視、理不尽な要求を繰り返す、威圧的な態度をとる、命令の乱用、長時間の叱責　等

３　セクシュアルハラスメント

必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、性的・卑猥な言動をする　等

４　その他

従業者への誹謗中傷、人格を否定する発言、合理的な理由のない長時間の拘束や謝罪の要求、社会的理念上相当程度を超えるサービス提供の要求　等

（その他）

第１９条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

１．この規程は、平成１９年１０月１６日から施行する。
２．　この規程は、平成２２年　１月　１日から施行する。
３．　この規程は、平成２２年１２月　１日から施行する。
４．　この規程は、平成２３年　６月　１日から施行する。
５．　この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。
６．　この規程は、平成２６年　４月　１日から施行する。
７．　この規程は、平成２７年　８月　１日から施行する。
８．　この規程は、平成２９年　４月　３日から施行する。
９．　この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。
１０．この規程は、平成３１年　４月　１日から施行する。
１１．この規程は、令和　元年１０月　１日から施行する。
１２．この規程は、令和　２年　４月　１日から施行する。
１３．この規程は、令和　３年　４月　１日から施行する。
１４．この規程は、令和　３年　８月　１日から施行する。
１５．この規程は、令和　６年　４月　１日から施行する。
１６．この規程は、令和　６年　８月　１日から施行する。
１７．この規程は、令和　７年　４月　１日から施行する。
１８．この規程は、令和　８年　４月　１日から施行する。
１９．この規程は、令和　８年　８月　１日から施行する。
２０．この規程は、令和　８年１０月　１日から施行する。